



令和7年度第10号

スポ振だより 1月号

柴田町教育委員会 スポーツ振興課

令和8年度柴田町社会体育施設使用計画調査票の提出について

令和8年度の柴田町社会体育施設(総合体育館を除く)の使用を公正かつ円滑に行うため、主催する大会及び講習会並びに研修会の年間予定を把握し、調整します。使用計画がある場合は、以下のとおり、使用計画書の提出をお願いいたします。

1.提出書類 令和8年度 柴田町社会体育施設 使用計画書

2.提出期限 令和8年1月26日(月)

3.提出先 柴田町スポーツ振興課

※提出期限厳守にご協力をお願いいたします。

利用する上での注意事項について

①当日に開始・終了時間を変更することはできかねますので、活動時間の変更をする場合には、**3日前までに必ずスポーツ振興課**へご連絡をお願いいたします。

利用日の2日前から活動時間に変更がある場合には、使用許可書の開始・終了時間まで**団体の責任者は使用する施設で待機し、使用券報告書を代行員に直接提出**するようにお願いいたします。

②当日キャンセルの連絡を忘れていた団体が多く見受けられます。当日キャンセルする場合には、使用許可書の開始時間前に下記へキャンセルの連絡をするようにお願いいたします。

平日(8:30~17:15):スポーツ振興課

平日(17:15~21:00)・休日:代行員

※令和8年4月からは、使用料改定に伴い、新たな減免率となるため、キャンセル料が発生する場合がございます。

③体育施設での活動後において、一部現状復帰が十分に行われていない箇所があると報告を受けています。活動終了後に備品の配置やレーキ・モップがけ等を含め、**必ず現状復帰**を行っていただきますよう、改めてお願いいたします。

令和 8 年度学校体育施設使用団体登録について

学校開放事業で学校体育施設を使用するために必要な登録です。

登録にあたって、令和 8 年度から条例の改正により「団体は、5人以上であってその半数以上を町内に住所を有する者で構成し、成人の責任者が含まれ、かつ、傷害保険に加入していなければならない」と条例が改正されます。上記の条件が満たされていない場合は登録できませんのでご注意ください。

2月の調整会議で改めて説明し、登録用紙を配布します。令和 8 年度4月の利用予定日の前に提出をお願いいたします。また、柴田町ホームページに Word データで掲載しておりますのでご利用ください。



詳細はこちら

お知らせ と お願い

申請・使用料納入について

- 申請及び使用料納入する時間・期限を厳守してください。
- 申請は使用しようとする 7 日前、納入は 3 日前となっています。
- キャンセルする場合は、施設の代行員の配置の都合上、**必ず 3 日前までにご連絡**ください。
(3日前が休日の場合は、その前の平日まで。)
- **土日・祝日の当日キャンセル**については、**必ず利用時間前に代行員へご連絡**ください。
(施設へ連絡する場合は、利用時間の 20 分前(代行員が到着する時間)から連絡可能です。)
当日、前日又は前々日に自己都合によりキャンセルした場合には、使用料が発生しますので、ご注意ください。

「柴田町総合体育館」の今後のイベント

教室のご案内

総合体育館では、月曜日から金曜日まで様々な教室が開催されています。ご自身に合った、運動を見つけてみませんか。

開催内容(一部抜粋)

- ・文化教室(コーラス・刺しゅう等)
- ・子ども向け教室
- ・ピラティス教室 等



詳細はこちら

利用調整会議

令和 8 年3月分の総合体育館利用調整会議についてお知らせします。

開催日時:2月2日(月) 18:50～

開催場所:柴田町総合体育館

※総合体育館以外の利用調整会議は、2月16日(月)18:50～柴田町役場で行いますのでご注意ください。